

退職資金交付業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人私立大学退職金財団定款（以下「定款」という。）

第4条第1項第1号に規定する退職資金の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務執行の基本原則)

第2条 この法人の業務は、法令、定款及びこの業務方法書の定めるところに従い、公平かつ
確実な運営を期さなければならない。

(用語の意義)

第3条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

- (1) 維持会員 定款第48条に規定する学校法人をいう。
- (2) 教職員 定款第4条第1項第1号に規定する教職員をいう。
- (3) 退職資金 定款第4条第1項第1号に規定する退職資金をいう。
- (4) 俸給月額 維持会員が退職金算定の基礎としている俸給の月額をいう。
- (5) 退職金 定款第4条第1項第1号に規定する退職金をいう。

第2章 資金の管理及び運用

(資金の管理及び運用)

第4条 退職資金の交付に必要な資金は、当座の支出に充てるため、必要最小限度の額を現金
または短期の預金として保有するほか、長期の銀行預金、金銭信託、貸付信託債券の購入その他
の方法により、安全かつ有利に運用しなければならない。

2 前項の運用により生じた利息並びに第6条に規定する負担金のうち掛金及び特別納付金以外
のものからこの法人の業務運営に必要な経費を控除した残額は、定款第4条第1項第1号に規定
する退職資金交付事業に充てるものとし、他の資産と明確に区分して管理するものとする。
(以下この残額を「掛金等によらない資金」という。)

3 前項の掛金等によらない資金は、計画的に蓄積し、その蓄積額の状況を踏まえ、周期的に
退職資金として維持会員に交付するものとする。

第3章 標準俸給

(標準俸給)

- 第5条 標準俸給の等級及び月額、教職員の俸給月額に基づき、別表第1の区分によって定める。
- 2 前項の規定により標準俸給を定める場合は、毎年11月1日現在における俸給月額によるものとし、維持会員は、別に定めるところにより、所属教職員の俸給月額をこの法人に届け出なければならない。
 - 3 前項の俸給月額の届け出のうち、前年度の俸給月額よりも著しく高い俸給月額の教職員があるときは、同様の業務に従事し、かつ、同様の俸給月額を受ける他の教職員の俸給月額その他の事情を考慮して、理事長が適正と認めて算定する額を、当該教職員の俸給月額及び標準俸給とする。
 - 4 前2項の規定により定められた標準俸給は、その翌年の1月から12月までの各月の標準俸給とし、この間の標準俸給の変更は行わない。
 - 5 新たに登録を受けようとする教職員の標準俸給を定める場合は、教職員となった日現在における俸給月額による。
 - 6 前項の規定により定められた標準俸給は、教職員となった日の属する月からその12月(11月1日から12月末日までの間に教職員となった者については、翌年の12月)までの各月の標準俸給とし、この間の標準俸給の変更は行わない。

第4章 負担金

(負担金)

- 第6条 定款第49条の負担金は、加入金、登録料、掛金及び特別納付金とする。

(加入金)

- 第7条 維持会員は、1法人につき5万円及び教職員1人につき2,000円の加入金を、この法人に納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は加入金を免除することができる。
- 2 既納の加入金は、返還しない。

(登録料)

- 第8条 維持会員が教職員の登録を受けようとするときは、教職員1人につき1,000円の登録料を、この法人に納入しなければならない。
- 2 既納の登録料は、返還しない。

(掛金)

- 第9条 維持会員は、この法人の退職資金交付に必要な掛金を、この法人に納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は掛金の納入を一定の期間猶予することができる。

- 2 掛金の額は、維持会員に所属する教職員につき、各月の所定標準俸給月額総額（同じ月内に教職員となった者または退職した者の標準俸給月額を含む。）に掛金率を乗じて得た額とし、この法人から請求のあった月の末日までに納入しなければならない。
- 3 掛金率は千分の 114.3 とする。ただし、当分の間、実態に即するよう、維持会員ごとに掛金率を増減することができる。
- 4 前項ただし書の維持会員ごとの掛金率は、別表第 3 に定める基本掛金率とする。ただし、令和元（2019）年度末の加入期間が 10 年以上の維持会員であって、掛金の累積額と退職資金の累積額（掛金等によらない資金による退職資金を除く。以下同じ。）の差額が著しいときは、別表第 4 に定める算式により基本掛金率を増減した率（以下「補正掛金率」という。）とする。
- 5 第 11 条第 2 項ただし書きの適用を受ける維持会員については、前項の「別表第 3」とあるのは「別表第 5」と読み替えるものとする。
- 6 前 2 項の規定にかかわらず、維持会員に特別の事情があるときは、その掛金率は、理事長が別に定めることができる。
- 7 維持会員は、教職員の休職または異動等により、その者の掛金の納入を一時停止しようとするとき、及び復職または異動等により、再びその者の掛金を納入しようとするときは、あらかじめ、この法人に届け出なければならない。
- 8 この法人は、将来にわたって財政の均衡を保つため、3 年ごとに、掛金率及びその計算基礎の再検討を行うものとし、必要があると認めるときは、修正を行うものとする。
- 9 前項の再検討は、当該再検討を行う年から 20 年を下らない期間を財政均衡期間として、これを行うものとする。

第 9 条の 2 削除

（滞納掛金の督促）

第 10 条 掛金を滞納している維持会員（第 9 条第 1 項ただし書により掛金の納入を一定の期間猶予されたものは除く。）に対しては期限を付して督促状を発して督促する。この場合の期限は、督促を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。

- 2 督促状に指定した期限までに掛金を納入したときは、延滞金を徴収しない。
- 3 前項の指定期限が過ぎても掛金が納入されないときは、その掛金に対し、私立学校教職員共済法第 30 条第 3 項で定める延滞金の割合で、第 9 条第 2 項の納期の翌日から掛金が納入された日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は延滞金の徴収を免除することができる。

（特別納付金）

第 10 条の 2 維持会員の資格を喪失する日（以下「資格喪失日」という。）において退職資金の累積額が掛金の累積額を上回る維持会員は、この法人の退職資金交付に必要な特別納付金をこの法人に納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は特別納付金の納入を免除若しくは猶予し又は納入の分割を認めることができる。

- 2 特別納付金の額は、前項に規定する退職資金の累積額から同項に規定する掛金の累積額を控除した額とする。
- 3 特別納付金の額は、資格喪失日が属する月の掛金の納入日までに納入しなければならない。

(滞納特別納付金の督促)

第 10 条の 3 特別納付金を滞納している学校法人（前条第 1 項ただし書により納入を猶予され又は納入の分割を認められたものは除く。）に対しては期限を付して督促状を発して督促する。この場合の期限は、督促を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。

- 2 督促状に指定した期限までに特別納付金を納入したときは、延滞金を徴収しない。
- 3 前項の指定期限が過ぎても特別納付金が納入されないときは、その特別納付金に対し、民法第 419 条第 1 項及び第 404 条で定める法定利率の割合で、前条第 3 項の納期の翌日から特別納付金が納入された日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

第 5 章 退職資金の交付

(退職資金の交付)

第 11 条 この法人は、維持会員の登録した教職員が退職（死亡を含む。以下同じ。）をした場合は、当該教職員の退職時の標準俸給月額にその在職期間に応じた交付率を乗じて得た額の退職資金を、その都度、当該教職員の所属していた維持会員に交付する。

- 2 前項の交付率は、別表第 2 に定める基準交付率とする。ただし、維持会員から申出があった場合には、別表第 2 の 2 に定める特例交付率（在職期間が 10 年未満の教職員の退職に係るものに限る。以下同じ。）又は別表第 2 の 3 に定める従前交付率とすることができる。
- 3 前項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする維持会員は、当該交付率が適用される年度の前年度の 8 月末までに、その旨を理事長に申し出るものとする。ただし、維持会員になろうとする学校法人が、加入後に当該交付率の適用を受けようとする場合は、加入申込書の提出の際にその旨を申し出るものとする。
- 4 各年度において各維持会員に交付する第 1 項の退職資金の合計額は、原則として理事長が別に定める額（以下「退職資金交付限度額」という。）の範囲内とする。ただし、退職資金交付限度額を超えたため交付しなかった退職資金について、翌年度以降に、当該年度の退職資金交付限度額の範囲内において交付することを妨げない。
- 5 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。
 - (1) 前々年度末における当該維持会員の加入年数（1 年未満の端数は切り上げる。）が 10 年未満のとき。
 - (2) 当該維持会員が第 9 条第 1 項ただし書きの規定により掛金の納入の猶予を受けたとき（ただし、掛金の納入の猶予を受けている期間に限る。）。

(退職資金の交付の条件等)

第12条 この法人の交付する退職資金は、維持会員が退職した教職員またはその遺族に支給した退職金の額が前条の規定により算出した退職資金の額を下回る場合は、維持会員の支給した退職金の額を限度とするものとする。

- 2 掛金を滞納している維持会員（第9条第1項ただし書により掛金の納入を一定の期間猶予されたものは除く。）に対しては、その滞納期間中は、退職資金の交付を停止する。
- 3 維持会員は、次の各号の一に該当する場合には、退職資金の交付を請求することができない。
 - (1) 退職した教職員の在職期間が1年に達しないとき。
 - (2) 維持会員が退職した教職員またはその遺族に対し、退職金を支給しないとき。
- 4 維持会員が設置する全ての私立大学等の学生の募集を停止する旨の決定をした場合等維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、次の各号の一が確認されるまで、退職資金の交付はしない。
 - (1) 負担金の納入義務に関する確実な履行計画
 - (2) 当該事由が維持会員資格の喪失につながるものではないこと。

(維持会員の資格を喪失したものに対する退職資金の交付)

第12条の2 維持会員の資格を喪失した学校法人で資格喪失日において掛金の累積額が退職資金の累積額を上回るものに対して、掛金の累積額から退職資金の累積額を控除した額の範囲内で、第11条第1項、前条第1項及び第3項並びに次条から第16条までの規定を準用し、退職資金を交付する（以下この退職資金を「退職資金特別交付金」という。）。この場合において、その各条項に「維持会員」とあるのは「当該学校法人」と、「登録した教職員」とあるのは「資格喪失日にこの法人に登録していた教職員」と、「退職時」又は「退職した日」とあるのは「当該学校法人の資格喪失日」と、「退職資金」とあるのは「退職資金特別交付金」と読み替えるものとする。ただし、学校法人が解散（私立学校法第50条第1項第4号に定める場合を除く。）した場合には、理事長はその時点において掛金の累積額から退職資金の累積額（退職資金特別交付金を含む。）を控除した額を一括して交付することができる。

- 2 前項本文に規定する退職資金特別交付金を登録していた教職員の全てに交付した時点で、前項に規定する額に残額がある場合は、その残額は交付しない。

(在職期間の計算)

第13条 退職資金算定の基礎となる在職期間の計算は、同一の維持会員に所属する教職員として引き続き在職した期間による。

- 2 前項の在職期間の計算は、教職員となった日の属する月（この法人の事業開始以後に登録される教職員については、登録された日の属する月とする。）から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間に1年未満の端数のある場合には、その端数は切り捨てる。
- 3 前項の在職期間のうちこの法人に登録後に掛金の納入がなかった月があるときは、その月は在職期間に算入しない。

(退職者の届出、退職資金の交付請求)

第14条 維持会員は、所属教職員が退職したときは、速やかに、この法人に届け出るとともに、退職金受給者の受領を証する書面またはその写を添付して、退職資金の交付を請求するものとする。

2 退職金を年金原資として年金基金に繰り入れる維持会員は、前項の受領を証する書面またはその写とともに、年金原資に繰り入れられた額を証する退職金受給者の書面またはその写を提出しなければならない。

(退職資金の決定通知)

第15条 この法人は、前条の交付請求を受けたときは、直ちに退職資金の交付額を決定し、当該維持会員に通知するものとする。

(退職資金受領書の提出)

第16条 維持会員がこの法人の交付した退職資金を受領したときは、速やかに、退職資金受領書を、この法人に提出しなければならない。

第17条 削除

第6章 雑則

(報告書の提出等)

第18条 この法人は、維持会員に対し、掛金または退職資金にかかわる事項につき、その状況または実績について報告書の提出を求めることができる。

2 定款第51条第1号の規定により脱退するものは、原則として3か月前までに所定の脱退申出書を理事長に提出しなければならない。

3 維持会員が設置する全ての私立大学等の学生の募集を停止する旨の決定をした場合等維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、速やかに書面にて理事長に報告しなければならない。

(届出、申請及び提出書類の取扱い)

第18条の2 維持会員は、細則に定めるところにより、この業務方法書に基づく届出又は申請等を、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 この法人は、この業務方法書に基づき維持会員から提出された書類（電磁的記録を含む。次項において同じ。）による情報については、適切かつ安全に管理を行うものとする。

3 前項の書類の保存期間及びその保存期間が経過したものの取扱いについては、別に定めるところによる。

(細則)

第 19 条 この業務方法書に定めるもののほか、業務方法書の施行について必要な細則は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則 (昭和 57 年 3 月 26 日第 3 回理事会)

(経過措置)

- 1 この法人の設立当初において、第 7 条の加入金に相当する金額を寄附した学校法人には、同条の加入金を免除するものとする。
- 2 この法人の事業開始にともなう経過措置として、昭和 57 年度の退職資金の交付は、昭和 57 年 4 月 1 日に登録された教職員が、その者の同年度の掛金が完納され、昭和 58 年 3 月 1 日から同年同月 31 日までの間に退職した場合に限るものとする。

(施行期日)

- 3 この業務方法書は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 11 月 18 日第 5 回理事会)

(施行期日)

この改正業務方法書の第 5 条第 2 項の規定は、昭和 57 年 11 月 18 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 9 月 11 日第 11 回理事会)

(施行期日)

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 及び第 9 条第 4 項別表第 3 の規定は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 10 月 1 日第 15 回理事会)

(施行期日)

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 10 月 2 日第 18 回理事会)

(施行期日)

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 9 月 29 日第 21 回理事会)

(施行期日)

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 及び第 9 条第 4 項別表第 3 の規定は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 22 日第 22 回理事会)

(施行期日)

この改正業務方法書の第 17 条の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 9 月 27 日第 24 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 18 日第 28 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 18 日第 31 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 16 日第 35 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 4 年 1 月 1 日から、第 9 条第 3 項及び第 9 条第 4 項別表第 3 の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 10 月 21 日第 38 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 14 日第 42 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 27 日第 45 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 7 年 1 月 1 日から、第 9 条第 3 項及び第 9 条第 4 項別表第 3 の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 28 日第 47 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 27 日第 49 回理事会）
（施行期日）

この改正業務方法書の第 5 条第 1 項別表第 1 の規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成9年10月14日第54回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第5条第1項別表第1の規定は、平成10年1月1日から、第6条、第9条第3項、第10条の2及び第18条第2項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日第61回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第5条第1項別表第1の規定は、平成13年1月1日から、第9条第3項及び第9条第4項別表第3の規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月25日第70回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第9条第3項、第9条第4項別表第3、第9条第7項、第10条第3項、第10条の2第1項、第14条第3項及び第18条第2項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日第73回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第11条別表第2の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月23日第74回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第7条第1項、第9条第1項、第9条第6項、第9条第7項（削除）、第9条の2、第10条、第10条の2、第10条の3、第12条第2項及び第18条第2項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日第77回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第5条第1項別表第1及び第11条別表第2の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月21日第78回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第9条第3項及び第9条第4項別表第3の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 20 日第 80 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第 11 条第 2 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から、第 12 条の 2 の規定は、平成 19 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 13 日第 81 回理事会）

（施行期日）

1 この改正業務方法書の第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の施行日以降に退職した教職員に係る退職資金の交付について適用し、同施行日の前日までに退職した教職員に係る退職資金の交付については適用しない。

附 則（平成 21 年 3 月 12 日第 84 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第 3 条第 2 号、第 5 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の規定は、平成 21 年 3 月 13 日から、第 9 条第 3 項、第 9 条第 4 項、第 9 条第 4 項別表第 3、第 9 条第 4 項別表第 4、第 9 条第 5 項、第 9 条第 6 項、第 9 条第 7 項、第 9 条の 2 第 3 項、第 9 条の 2 第 4 項、第 10 条の 2 第 1 項、第 10 条の 3 第 1 項、第 12 条第 3 項、第 12 条第 4 項及び第 18 条第 3 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 9 日第 91 回理事会）

（施行期日）

1 この改正業務方法書の第 4 条及び第 9 条第 4 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 23 年度の掛金等によらない資金の交付方法）

2 第 4 条第 2 項に規定する掛金等によらない資金の平成 23 年度の各維持会員への交付方法は、次によるものとする。

(1) 交付対象となる維持会員は、平成 21 年度末に加入している維持会員とする。

(2) 交付総額は、平成 21 年度末の退職資金支払準備特定資産の額とする。

(3) 各維持会員への交付額は、当該維持会員の平成 21 年度末の掛金の累積額を全維持会員の平成 21 年度末の掛金の累積額で除して得た数に前号の額を乗じて得た額の範囲内とする。

(4) 前号により交付する額は、各維持会員の平成 23 年度の退職資金交付金に優先して充当する。

なお、前号の額を平成 23 年度に充当してもなお残額がある場合、その残額は平成 24 年度以降に充当する。

附 則（平成 24 年 1 月 19 日第 93 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第9条の2（削除）、第10条の2第1項、第12条第4項、第12条の2、第14条第3項（削除）及び第18条第2項及び第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月13日第96回理事会）

（施行期日）

- 1 この改正業務方法書の第1条から第4条第2項まで、第6条及び第18条第2項の規定は、公益財団法人設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この改正業務方法書の第9条第3項、第9条第4項、別表第3及び別表第4の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月4日第4回理事会）

（施行期日）

- 1 この改正業務方法書の第4条第3項、第9条第4項及び第8項、第17条（削除）並びに次項の規定は、平成26年6月5日から施行する。
（維持会員の退職資金の累積額に関する規定の読替え）
- 2 維持会員（改正前の第17条に規定する退職資金の交付を受けた者に限る。）の退職資金の累積額に関する改正後の第9条第4項の規定の適用については、同項中「掛金等によらない資金による退職資金を除く」とあるのは、「平成26年6月改正前の第17条に規定する退職資金及び掛金等によらない資金による退職資金を除く」とする。

附 則（平成26年6月4日第4回理事会）

（施行期日）

- 1 この改正業務方法書の第18条の2並びに次項及び附則第3項の規定は、平成26年11月1日以降の日であって、退職資金交付業務に係る電子情報処理組織のシステム開発等の状況を勘案して理事長が定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（掛金の納入期日の特例）
- 2 施行日から電子情報処理組織を使用する旨を理事長が別に定めるところにより申し出た維持会員に係る施行日の属する月の前々月分の掛金については、第9条第2項の規定にかかわらず、平成27年4月末日までに納入することができるものとする。
（在職期間の計算の特例）
- 3 前項の規定に基づいて施行日の属する月の前々月分の掛金を納入する維持会員に所属する教職員が施行日の属する月の前々月から平成27年3月までの間に退職した場合の在職期間の計算については、当該掛金の納入があったものとみなして、第13条第3項の規定を適用する。

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書等の一部改正の施行期日について

（平成26年7月31日 理事長決定）

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書、退職資金交付業務方法書施行細則、文書取扱規程及び個人情報保護規程の一部改正（平成26年6月4日第4回理事会）の施行期日は、平成26年11月4日とする。

附 則（平成 27 年 6 月 3 日第 7 回理事会）

（施行期日等）

- 1 この改正業務方法書の第 9 条第 3 項から第 9 項まで、第 11 条及び別表第 2 から別表第 5 までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は平成 27 年 7 月 1 日から、附則第 5 項の規定は同年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の業務方法書第 9 条第 3 項から第 6 項まで及び別表第 3 から別表第 5 までの規定は、平成 28 年 4 月分以降の掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の業務方法書第 11 条第 1 項から第 3 項まで及び別表第 2 から別表第 2 の 3 までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に退職する教職員に係る退職資金について適用し、同年 3 月 31 日以前に退職する教職員に係る退職資金については、なお従前の例による。

（平成 28 年度における交付率の適用の申出）

- 4 平成 28 年度において改正後の業務方法書第 11 条第 2 項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする維持会員は、原則として平成 27 年 8 月末までに、その旨を理事長に申し出るものとし、この申出があった場合には、改正後の同条第 3 項の申出があったものとみなす。
- 5 平成 27 年 9 月 1 日以降にこの法人への加入を申請する学校法人が、平成 28 年度において改正後の業務方法書第 11 条第 2 項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする場合は、加入申込書の提出の際にその旨を申し出るものとし、この申出があった場合には、改正後の同条第 3 項ただし書の申出があったものとみなす。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日第 18 回理事会）

（施行期日等）

- 1 この改正業務方法書の第 9 条第 3 項及び第 4 項並びに別表第 3 及び別表第 4 並びに次項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の業務方法書第 9 条第 3 項及び第 4 項並びに別表第 3 及び別表第 4 の規定は、平成 31 年 4 月分以降の掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3（2021）年 2 月 22 日第 26 回理事会）

（施行期日等）

- 1 この改正業務方法書の第 9 条第 3 項から第 5 項まで、別表第 2、別表第 2 の 2、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 並びに次項から第 6 項までの規定は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の業務方法書第 9 条第 3 項、第 4 項、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 の規定は、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降の登録している教職員に係る掛金について適用し、同年 3 月 31 日までの登録している教職員に係る掛金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の業務方法書別表第 2 及び別表第 2 の 2 の規定は、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降に退職する教職員に係る退職資金について適用し、同年 3 月 31 日以前に退職する教職員に係る退職資金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 令和7(2025)年3月31日までに退職する教職員については、維持会員の申出があった場合には、改正前の基準交付率(以下「旧基準交付率」という。)又は改正前の特例交付率に加えて在職期間が10年以上で退職する教職員については旧基準交付率の各該当年数に規定する率とする交付率(以下「旧特例交付率」という。)とすることができる。
- 5 前項の申出については、第11条第3項を準用する。
- 6 第4項の適用を受ける維持会員については、第9条第5項の規定中の「別表第5」とあるのは「附則別表」と読み替えるものとする。

附則別表

旧基準交付率又は旧特例交付率を適用する場合の基本掛金率

旧基準交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0360を乗じた率
旧特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0450を乗じた率

(備考) 千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。

附 則 (令和4(2022)年2月28日第29回理事会決定)

(施行期日)

この改正業務方法書の第9条6項及び別表第4の規定は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

別表第1
標準俸給表

等級	標準俸給月額	俸給月額	
1	80,000 円	円から	84,999 円迄
2	90,000	85,000	～ 94,999
3	100,000	95,000	～ 104,999
4	110,000	105,000	～ 114,999
5	120,000	115,000	～ 124,999
6	130,000	125,000	～ 134,999
7	140,000	135,000	～ 144,999
8	150,000	145,000	～ 154,999
9	160,000	155,000	～ 164,999
10	170,000	165,000	～ 174,999
11	180,000	175,000	～ 184,999
12	190,000	185,000	～ 194,999
13	200,000	195,000	～ 204,999
14	210,000	205,000	～ 214,999
15	220,000	215,000	～ 224,999
16	230,000	225,000	～ 234,999
17	240,000	235,000	～ 244,999
18	250,000	245,000	～ 254,999
19	260,000	255,000	～ 264,999
20	270,000	265,000	～ 274,999
21	280,000	275,000	～ 284,999
22	290,000	285,000	～ 294,999
23	300,000	295,000	～ 304,999
24	310,000	305,000	～ 314,999
25	320,000	315,000	～ 324,999
26	330,000	325,000	～ 334,999
27	340,000	335,000	～ 344,999
28	350,000	345,000	～ 354,999
29	360,000	355,000	～ 364,999
30	370,000	365,000	～ 374,999
31	380,000	375,000	～ 384,999
32	390,000	385,000	～ 394,999
33	400,000	395,000	～ 404,999
34	410,000	405,000	～ 414,999
35	420,000	415,000	～ 424,999
36	430,000	425,000	～ 434,999
37	440,000	435,000	～ 444,999
38	450,000	445,000	～ 454,999
39	460,000	455,000	～ 464,999
40	470,000	465,000	～ 474,999
41	480,000	475,000	～ 484,999
42	490,000	485,000	～ 494,999
43	500,000	495,000	～ 504,999
44	510,000	505,000	～ 514,999
45	520,000	515,000	～ 524,999
46	530,000	525,000	～ 534,999
47	540,000	535,000	～ 544,999
48	550,000	545,000	～ 554,999
49	560,000	555,000	～ 564,999
50	570,000	565,000	～ 574,999
51	580,000	575,000	～ 584,999
52	590,000	585,000	円以上

別表第2
基準交付率表

在職期間 年	交付率 月
1	0.502
2	1.004
3	1.507
4	2.009
5	2.511
6	3.013
7	3.515
8	4.018
9	4.520
10	5.658
11	8.374
12	9.204
13	10.034
14	10.864
15	11.693
16	14.513
17	15.871
18	17.229
19	18.587
20	22.161
21	24.047
22	25.933
23	27.819
24	29.705
25	31.591
26	33.100
27	34.608
28	36.117
29	37.625
30	39.135
31	40.266
32	41.397
33	42.530
34	43.661
35	44.793
36	45.924
37	47.055
38	48.188
39	49.319
40	50.451
41	51.582
42	52.713
43 以上	53.751

別表第2の2
特例交付率表

在職期間 年	交付率 月
1	0.566
2	1.131
3	1.698
4	2.263
5	2.829
6	3.395
7	3.960
8	4.527
9	5.092

別表第2の3
従前交付率表

在職期間 年	交付率 月
1	0.6
2	1.2
3	1.8
4	2.4
5	3.0
6	3.6
7	4.2
8	4.8
9	5.4
10	6.0
11	8.88
12	9.76
13	10.64
14	11.52
15	12.4
16	15.39
17	16.83
18	18.27
19	19.71
20	23.5
21	25.5
22	27.5
23	29.5
24	31.5
25	33.5
26	35.1
27	36.7
28	38.3
29	39.9
30	41.5
31	42.7
32	43.9
33	45.1
34	46.3
35	47.5
36	48.7
37	49.9
38	51.1
39	52.3
40	53.5
41	54.7
42	55.9
43	57.1
44	58.3
45 以上	59.28

(参考)

旧基準交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.522
2	1.044
3	1.566
4	2.088
5	2.61
6	3.132
7	3.654
8	4.176
9	4.698
10	5.856
11	8.667
12	9.526
13	10.385
14	11.244
15	12.102
16	15.021
17	16.426
18	17.832
19	19.237
20	22.936
21	24.888
22	26.84
23	28.792
24	30.744
25	32.696
26	34.258
27	35.819
28	37.381
29	38.942
30	40.504
31	41.675
32	42.846
33	44.018
34	45.189
35	46.36
36	47.531
37	48.702
38	49.874
39	51.045
40	52.216
41	53.387
42	54.558
43 以上	55.632

旧特例交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.586
2	1.171
3	1.757
4	2.342
5	2.928
6	3.514
7	4.099
8	4.685
9	5.27
10	5.856
11	8.667
12	9.526
13	10.385
14	11.244
15	12.102
16	15.021
17	16.426
18	17.832
19	19.237
20	22.936
21	24.888
22	26.840
23	28.792
24	30.744
25	32.696
26	34.258
27	35.819
28	37.381
29	38.942
30	40.504
31	41.675
32	42.846
33	44.018
34	45.189
35	46.360
36	47.531
37	48.702
38	49.874
39	51.045
40	52.216
41	53.387
42	54.558
43 以上	55.632

別表第3
基本掛金率表（千分率表示）

平均在職年数	基本掛金率
0.0 年以上	15.1
0.5	18.2
1.0	21.2
1.5	24.3
2.0	27.3
2.5	30.3
3.0	33.5
3.5	36.5
4.0	39.6
4.5	42.6
5.0	45.7
5.5	48.8
6.0	53.2
6.5	57.5
7.0	61.8
7.5	66.3
8.0	70.6
8.5	75.0
9.0	79.3
9.5	83.8
10.0	88.1
10.5	92.5
11.0	96.8
11.5	101.3
12.0	105.6
12.5	110.0
13.0 (注)	114.3
13.5	118.6
14.0	123.0
14.5	127.3
15.0	131.8
15.5	136.1
16.0	140.5
16.5	144.8
17.0	149.3
17.5	151.5
18.0	153.7
18.5	155.9
19.0	158.2
19.5	160.4
20.0	162.6
20.5	164.8
21.0	167.2
21.5	169.4
22.0	171.5
22.5	173.7
23.0	175.9
23.5	178.3
24.0	180.5
24.5	182.7
25.0	184.9
25.5	187.2
26.0	189.4
26.5	191.6
27.0	193.8
27.5	196.1
28.0	198.4

平均在職年数が28.0年以上は0.5年を増すごとに千分の2.3を加算する。

(注) この法人に登録されている維持会員ごとの教職員の在職年数の平均となる「13年」を第9条第3項本文に定める掛金率（以下「本則掛金率」という。）と同率にする。

別表第4
基本掛金率の減算又は加算方法

基本掛金率を減算する場合	<p>E > 3の場合</p> <p>$A - (E - 3.00) \times D \times 0.25$ (Fが0.3以上0.5未満のときは0.30、Fが0.5以上のときは0.40)</p> <p>(千分率表示) (小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。)</p>
基本掛金率を加算する場合	<p>E < -3の場合</p> <p>$A + (-E - 3.00) \times D$</p> <p>(千分率表示) (小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>なお、この率が令和3(2021)年度の掛金率(注1)に2を乗じて得た率を超えるときは、当該2を乗じて得た率とする。</p> <p>ただし、当該2を乗じて得た率が、本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率(上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは、当該算定した率)とする。</p>
<p>【備考】 算式中の記号の内容(数値)は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。</p> <p>A: 別表第3に定める基本掛金率(千分率表示したもの)</p> <p>B: 加入年度から令和元(2019)年度までの間に納入した掛金の累積額</p> <p>C: 加入年度から令和元(2019)年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額</p> <p>n: 令和元(2019)年度末における維持会員の加入期間(年)(1年未満の端数は切り上げる。)</p> <p>D: 次の算式により算定した率(千分率表示で小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。)</p> $\frac{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{ (注2)}}{\text{令和元(2019)年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額総額}} \times \frac{1}{3}$ <p>E: 次の算式により算定した収支差額指数(小数点以下2位未満の端数は切り捨てる。)</p> $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{平均退職資金額}(C \div n) \text{ (注2)}}$ <p>F: 次の算式により算定した掛金蓄積割合(小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。)</p> $\frac{\text{掛金累積額}(B) - \text{退職資金累積額}(C)}{\text{令和元(2019)年度末に登録している教職員に係る退職資金計算額(注3)}}$	

(注1) 基本掛金率、補正掛金率又は第9条第6項の規定による理事長が別に定める率をいう。以下同じ。

(注2) 平均退職資金額(C ÷ n)は、1円未満の端数を切り捨てる。

(注3) 「令和元(2019)年度末に登録している教職員」には、令和2(2020)年3月31日に退職した者を含まない。

別表第5

特例交付率又は従前交付率を適用する場合の基本掛金率

特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0090を乗じた率
従前交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0721を乗じた率

(備考) 千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。